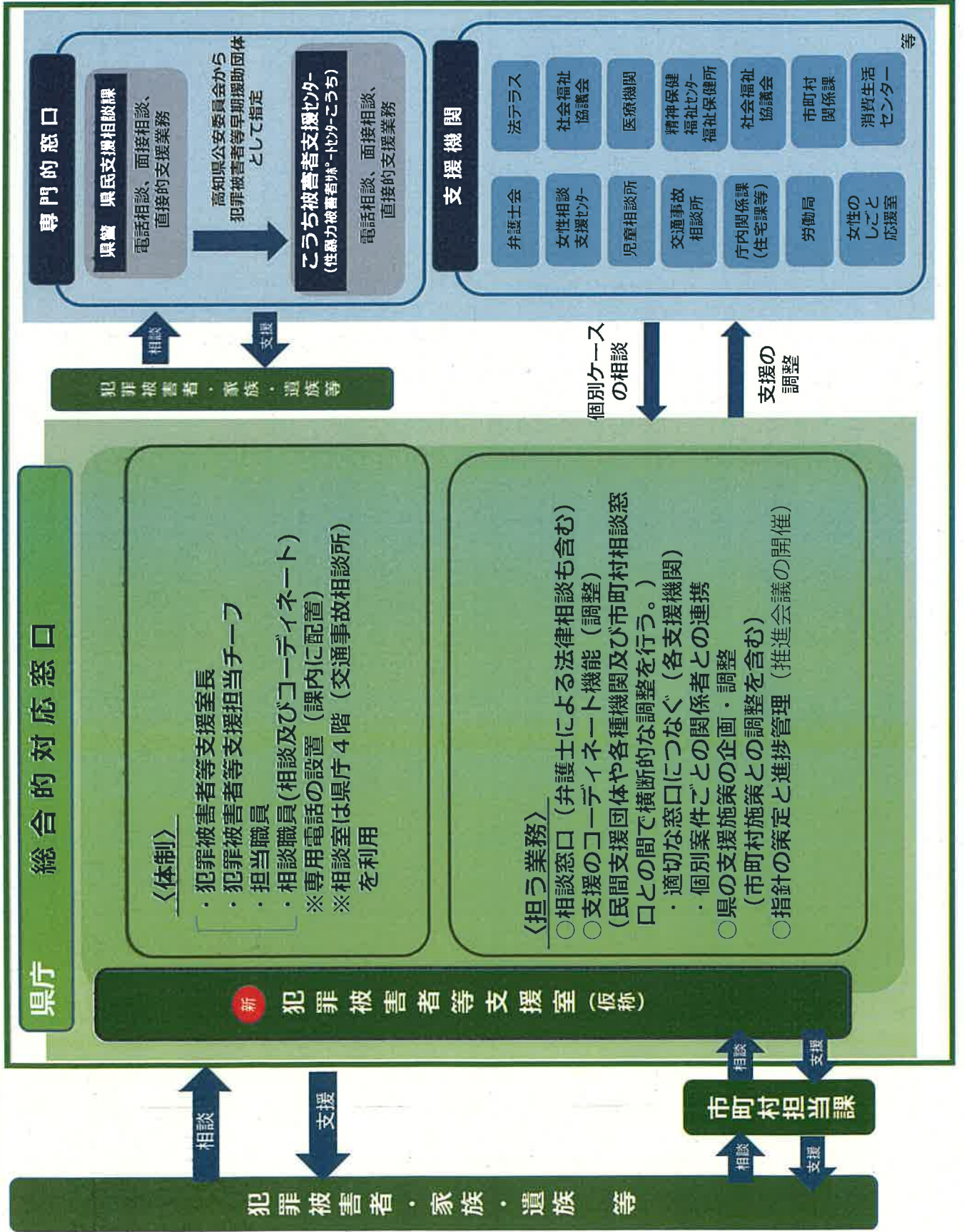


支援の流れ



県庁 総合的対応窓口

〈体制〉

- ・ 犯罪被害者等支援室長
- ・ 犯罪被害者等支援担当チーム
- ・ 担当職員
- ・ 相談職員(相談及びコーディネート)
- ※ 専用電話の設置(課内に配置)
- ※ 相談室は県庁4階(交通事故相談所)を利用

〈担う業務〉

- 相談窓口(弁護士による法律相談も含む)
- 支援のコーディネート機能(調整)(民間支援団体や各種機関及び市町村相談窓口との間で横断的な調整を行う。)
- ・ 適切な窓口につなぐ(各支援機関)
- ・ 個別案件ごとの関係者との連携
- 県の支援施策の企画・調整(市町村施策との調整を含む)
- 指針の策定と進捗管理(推進会議の開催)

専門的窓口

県民支援相談課
電話相談、面接相談、直接的支援業務

高知県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定

こち被害者支援センター
(性別暴力被害者ホットラインこち)
電話相談、面接相談、直接的支援業務

支援機関

- | | | | | | | |
|------|------------|-------|------------|-------------|---------|-----------|
| 弁護士会 | 女性相談支援センター | 児童相談所 | 交通事故相談所 | 庁内関係課(住宅課等) | 労働局 | 女性のしごと応援室 |
| 法テラス | 社会福祉協議会 | 医療機関 | 精神保健福祉センター | 福祉保健所 | 社会福祉協議会 | 市町村関係課 |
| | | | | | | 消費生活センター等 |

推進体制

〈庁内組織〉

犯罪被害者等の円滑な支援に向けた行政の総合調整を図り、効果的な推進を期するため、以下のとおり設置する。

新 犯罪被害者等支援調整会議(仮称)
議長：知事
副議長：文化生生活スポーツ部長
メンバー：関係部局長
※ 幹事会を置く(関係各課長)

〈外部組織〉

犯罪被害者等支援条例に基づき「指針」策定に関し、意見を述べるとともに「指針」の進捗状況を検証し、必要な措置を講ずる。

新 犯罪被害者等支援推進会議
(条例第21条)
委員12人以内で組織
(学識経験者、民間支援団体、関係団体等)

〈事務局〉

犯罪被害者等支援室
(県民生活・男女共同参画課)
県警 県民支援相談課